

令和 5 年度山鹿創生塾運営支援業務委託に係る 公募型プロポーザル 実施要領

1. 事業の目的

各界で活躍されている本市に関係の深い方々を講師に迎え、市内の中学生・高校生を対象とした講演、質疑応答、意見交換、ワークショップ等（以下「山鹿創生塾」という。）を開催して参加者の学びや気づきのほか、郷土愛を醸成する場とすることで、将来の山鹿を担い、山鹿を元気にする人材育成を目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 令和 5 年度山鹿創生塾運営支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和 5 年度山鹿創生塾運営支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 6 年 2 月 29 日まで

3. 委託料の上限額

見積限度額 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

上記の限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の予算規模を示すものである。また、企画提案書とともに提出する見積書に記載する見積額は、上記の見積限度額を超えてはならない。

4. 事業者選定スケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは下記のとおり。提出先は巻末の担当部署とし、提出期限は各期日の午後 5 時に必着とする。ただし、休日に受付等は行わない。なお、スケジュールについては参加者の状況や審査の進捗状況等により変更する場合がある。

	内容	期日
1	公募（山鹿市ホームページ掲載）	令和 5 年 5 月 18 日(木)
2	質問書（様式 2）の提出期限	令和 5 年 5 月 25 日(木)
3	質問書の回答	令和 5 年 5 月 29 日(月) 予定
4	参加意思表明書（様式 1・メール提出可）の提出期限	令和 5 年 6 月 8 日(木)
5	企画提案書（様式 3）等の提出期限	令和 5 年 6 月 15 日(木)
6	審査委員会による一次審査（書類審査）	令和 5 年 6 月 19 日(月) 予定
7	一次審査結果通知の発送（二次審査参加依頼）	令和 5 年 6 月 20 日(火) 予定
8	審査委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 5 年 6 月 27 日(火) 予定

9	受託候補者の決定及び決定通知書の送付	令和 5 年 6 月 30 日(金) 予定
10	契約締結	令和 5 年 7 月 3 日(月) 予定

5. プロポーザル参加資格要件

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- (1)本委託業務に関するノウハウを有し、かつ本委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (2)山鹿市一般競争入札等の参加資格及び工事入札格付審査要綱（令和 3 年山鹿市告示第 162 号。以下「要綱」という。）による審査の上、その結果の通知を受けた者であること。
なお、上記の通知を受けていない者で本企画プロポーザルに参加を希望する者は、企画提案書提出期限日までに山鹿市総務部防災監理課へ入札等参加資格審査の申請を行うこと。
- (3)企画提案書受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4)企画提案書受付期間において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5)企画提案書受付期間において山鹿市契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 17 年告示第 122 号）による指名停止期間中でないこと。
- (6)山鹿市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当しない者。
- (7)本事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う場合は、山鹿市個人情報保護条例（平成 19 年 12 月 25 日条例第 27 号）を遵守すること。
- (8)国税及び地方税に滞納がない者。

6. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：公募日から令和 5 年 5 月 25 日午後 5 時まで（休日を除く。）
- (2) 提出方法：書面（様式 2）により、電子メールにて提出し、送信後必ず担当部署へ電話で着信を確認すること。
- (3) 回答方法：質問があった事項については、企画プロポーザル参加表明書の提出をした者及び当該企画プロポーザルについて質問した者へメールで回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- (4) 連絡先：山鹿市教育委員会文化課 0968-43-1651
メールアドレス：bunka@city.yamaga.kumamoto.jp

7. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数

- ① 企画提案書提出届（様式 3） 原本 1 部
- ② 会社概要（様式 4）及び企画提案書等 原本 1 部、副本 5 部

企画提案書等は自由様式とする。業務内容は下記の項目について示すものとし、この順番に提案を行い、A4 判で作成すること。やむを得ず A3 判を使用する場合は横折込みとすること。頁数の制限は設けないが、審査の際に審査員の負担とならない程度の分量となるよう配慮すること。

- ・業務体制 指揮系統及び責任体制
- ・類似業務受託実績 過去に国や地方公共団体又はその他の団体に受注し完了した類似業務の実績を 5 件以内で記載すること。
- ・実施方針
- ・作業計画（実施スケジュール）
- ・その他機能についての独自提案（提案がある場合）

企画提案書の作成にあたっては、以下の点に留意して作成すること。

- 1) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しないものでも理解できるよう配慮すること。
- 2) 専門用語・略語は初出の場所に定義又は説明をわかりやすく記載すること。
- 3) ページ下部中央にページ番号を記載すること。
- 4) 書体の種類は制限を設けないが、文字サイズは 11 ポイント以上で作成すること。

- ③ 参考見積書 原本 1 部、副本 5 部

参考見積書は自由様式とし、A4 判で作成すること。見積りは消費税・地方消費税を含む金額とし、税率は 10%で積算すること。提案限度額以内で本業務の範囲内の費用を見積もること。なお、必ずしも見積金額が契約額とはならないため注意すること。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和 5 年 6 月 15 日（木）午後 5 時まで（必着）
- ② 提出場所：山鹿市教育委員会 文化課
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

8. 受託候補者特定の手続き

(1) 審査委員会の設置

受託候補者の特定にあたり、「令和 5 年度山鹿創生塾運営支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

(2) 一次審査及び二次審査の実施

まず、審査委員会により企画提案書の内容に基づく一次審査（書類審査）を行う。企画提案書の提出事業者が 3 者を超えた場合は、上位 3 者を選定する。その後審査委員会で二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。

(3) 一次審査

一次審査として書類審査を実施する。評価項目及び配点は以下のとおりとする。

審査項目	評価項目	主な評価基準	配点
事業体制 (業務遂行能力)	実施体制	本業務実施に必要な知見、専門知識、ノウハウ、人員体制を有しているか。	10
	業務実績	同種又は類似業務について受託実績はあるか。	10
企画提案 (業務内容)	実施方針	実施方針が人材育成の基礎となる学びや気づきに資するものとなっているか。	5
	事業実現性	事業実施手順や工程計画が実現可能か。	10
	魅力性	魅力的な講師、またはファシリテーターが提案されているか。	5
	募集方法	対象者を集めるため、効果的な募集方法が提案されているか。	5
	理解度	本業務の目的を十分に理解し、具体的かつ現実的な提案があるか。	10
	創意工夫	独自提案が、参加者のより効果的な学びや気づきにつながっているか。	10
価格	見積額	事業経費に対する金額は適正か。また、費用に見合った実現可能性の高い提案であるか。	5
一次審査合計			70

(4) 二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書の内容等を明瞭化するため、プレゼンテーション審査を実施する。日時等は以下のとおりとする。

- ①日時 令和 5 年 6 月 27 日（火）の午後を予定。正式な日時及び場所は、二次審査参加依頼と併せて通知する。
- ②場所 山鹿市役所会議室。
- ③出席者 プレゼンテーション参加人数は 3 名までとし、質疑に応答ができるよう本業務に携わる管理責任者及び担当者を含むこと。
- ④プレゼンテーションに要する時間 概ね 25 分（企画提案書に沿った説明 15 分、質疑応答 10 分）以内とする。ただし、提案者数に応じて時間配分等を調整することがある。
- ⑤プレゼンテーションに要する機材 本市にてプロジェクター及びスクリーンを準備する。機材の使用等については、参加者に対して通知する。
- ⑥審査方法

提案内容の審査は下記の基準に基づき審査委員会が行い、企画提案書、見積書、プレゼンテーション等の内容を総合的に評価し、審査基準を点数化した評価項目で採点し決定する。

評価項目	評価基準（視点）	配点
プレゼンテーション	業務に取り組む強い意欲、積極性が感じられるか	10
	本業務の企画提案に関し、的確かつ簡潔に説明が行われているか。説明や回答が企画提案書を補完するものとなっているか。	10
	委員の質問に的確に応答できているか。また業務を遂行する適切なコミュニケーション能力を有しているか。	10
二次審査合計		30

⑦その他

参加意思表明書の提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式 5）を提出すること。

(5) 受託候補者の特定方法

審査委員会は、技術評価（一次審査と二次審査の合計点）及び提案価格の評価を基に審査を行い、受託候補者を特定する。提案者の点数が同点となった場合は、委員長の採点の高いほうを選定する。

9. プロポーザルに参加する者が 1 者である場合の措置

参加する者が 1 者であっても一次審査を行い、最低基準を満たしていれば二次審査を行う。二次審査後、合計得点が最低基準を満たしていれば、業務委託候補者として選定するものとする。

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 参考見積書の金額が見積限度額を超過したもの。

11. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌開庁日以降に、結果（受注候補者の名称、点数、参加業者の名称、受注候補者以外の点数）を山鹿市ホームページに公表する。

12. 契約に関する事項

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本市との間で、契約内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約を締結する。なお、契約締結に先立ち、受託候

補者はあらためて見積書を提出するものとする。

- (2) 受注者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、山鹿市契約規則第 29 条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、第 2 順位者を契約候補者とする。

13. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。
- (3) 提出書類は返却しない。また、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 山鹿市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。
ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
なお、本プロポーザルの受注候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については、特定後の開示とする。

14. 担当部署（提出・問合せ先）

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987 番地 3
山鹿市教育委員会 文化課 文化企画係 山口
(電話) 0968-43-1651 (FAX) 0968-43-1218
(メールアドレス) bunka@city.yamaga.kumamoto.jp